

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第3152号)

令和7年1月27日

横情審答申第3152号

令和7年1月27日

横浜市教育委員会 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 松村 雅生

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

令和4年8月18日教南総第217号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「特定年月の特定小学校教諭による児童への体罰にかかる処分案における該当者1及び該当者2の教職員個人履歴」の一部開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市教育委員会が、「特定年月の特定小学校教諭による児童への体罰にかかる処分案における該当者1及び該当者2の教職員個人履歴」を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市教育委員会（以下「実施機関」という。）が令和4年6月8日付で行った上記1記載の行政文書（以下「本件審査請求文書」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号。以下「一部改正条例」という。）による改正前のもの。以下「旧条例」という。）第7条第2項第2号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 教職員の氏名、生年月日、性別、職番、現住所、住所履歴、学歴、教員免許状の授与年月日・種類・教科・番号・授与権者及び職歴は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、同号本文に該当する。
- (2) 教職員の給与情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものである。また、特定の個人を識別することができないとしても、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるため、同号本文に該当する。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件審査請求文書の全部を開示するよう求める。

- (2) 非開示とした部分があまりにも多く、旧条例の適用を誤っていると考える。特に処分決定のプロセスに不明な点が多く、個人情報を除く部分の開示を求める。

5 審査会の判断

- (1) 答申に当たっての適用条例について

一部改正条例が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。

- (2) 教職員の懲戒処分及び人事的措置に係る事務について

実施機関では、教職員に非違行為又は義務違反行為があった場合、横浜市立学校職員分限懲戒審査委員会の審査の結果を踏まえて、懲戒処分又は人事的措置（一般的監督権に基づいて当該職員の義務違反行為を指摘し、将来を戒める措置）を行うか否か及びその内容について決定する。

当該審査の資料となる処分案は、当該教職員の勤務地を管轄する学校教育事務所の教育総務課が、事実確認を行った上で作成する。

- (3) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、横浜市立特定小学校で発生した体罰事案に関し、処分案の作成に当たり、特定学校教育事務所教育総務課が参考とした教職員の個人履歴であり、対象の教職員2名の氏名、生年月日、性別、住所、学歴、教員免許の種類、勤務経歴、給与等級及びその変更年月日等が記載されている。

実施機関は、本件審査請求文書のうち、記載事項の項目名、小学校の教員免許状を取得していることが分かる情報及びその教科、勤務経歴及び給与等級に係る官公署名欄及び備考欄の記載並びに教職員1名の給与等級の変更年月日の一部を開示したが、その余の部分（以下「非開示部分」という。）を旧条例第7条第2項第2号に該当するとして非開示としているため、当審査会は、本件審査請求文書を見分した上で、以下検討する。

- (4) 旧条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 旧条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」

について、開示しないことができる旨を規定している。

ただし、本号ただし書では、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報、イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報、ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」について、開示しないことができる個人に関する情報から除く旨を規定している。

イ 本件審査請求文書は、実施機関において、人事管理のために教職員ごとに作成し、使用する個人履歴であるから、非開示部分は、一体として対象の教職員の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、本号本文に該当する。

また、教職員が懲戒処分及び人事的措置の検討対象となったことは、公表されないのが慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ともいえず、本号ただし書アに該当しないし、職務の遂行に係る情報ともいえないので、本号ただし書ウにも該当しない。さらに、本号ただし書イにも該当しない。

(5) 審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を与えるものではない。

(6) 結論

以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書を一部開示とした決定は、妥当である。

(第二部会)

委員 村上裕章、委員 嘉藤亮、委員 齋藤宙也

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令 和 4 年 8 月 18 日	・ 実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令 和 6 年 10 月 28 日 (第450回第二部会)	・ 審議
令 和 6 年 11 月 25 日 (第451回第二部会)	・ 審議
令 和 6 年 12 月 23 日 (第452回第二部会)	・ 審議